

保護者の皆様

昭島市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言に係る  
昭島市立小中学校の今後の対応について

平素より、昭島市の学校教育にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、緊急事態宣言が発出されたことを受け、昭島市教育委員会におきまして、下記のとおり対応することといたしましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

1 学校の臨時休校の実施について

(1) 臨時休校期間の開始日：小学校は4月7日、中学校は4月8日

(2) 臨時休校期間の終了日：5月6日または「緊急事態宣言」の定める期限のどちらか遅い日

※もくせい教室・たまがわ教室も小中学校の臨時休校と同様の対応となります。

2 臨時休校期間中の登校日について

臨時休校期間の終了日まで登校日は設けません。

3 臨時休校期間中の学校給食について

臨時休校期間の終了日まで学校給食は実施いたしません。

4 臨時休校期間中の学校におけるお子様の預かりについて

平日、学校の登校時間から午前中の時間、各学校で以下のお子様の預かりを行います。時間の延長を希望される場合は、お弁当を持参していただき、午後3時までお預かりすることが可能です。

【対象】

- ・小学校第1学年から第3学年までの児童で、学童に行けず一人で過ごさざるを得ないお子様
- ・特別支援学級に在籍している児童・生徒で、家庭で一人で過ごすことが困難なお子様
- ・小学校第4学年から第6学年までの児童で、真に止むを得ず家庭で一人で過ごすことが困難なお子様

※お子様の預かりについては、遠慮なく学校にご相談ください。

5 校庭開放・学校図書館の開放について

4月19日（日）まで校庭開放・学校図書館の開放は実施いたしません。

4月20日（月）以降については、現段階では未定です。実施については、市のホームページ及び各学校からお知らせいたします。

6 その他

(1) 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況や、国・東京都の方針により、上記の事項は変更になる場合があります。

(2) 今後の学校再開等の情報については、改めてお知らせいたします。

問い合わせ先

- 学校に関する個別のことは各学校へ
- 新型コロナウイルス感染症対策に関すること

昭島市教育委員会学校教育部指導課 042-544-5111（代表）